

## ■ 文書の作成について（国・他県の状況）

	国	滋賀県	高知県	三重県	熊本県
条文	<p>(ガイドライン) 第3 作成 2 (2) 1の文書主義の原則に基づき、〇〇省内部の打合せや〇〇省外部の者との折衝等を含め、<u>別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等</u>（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。</p> <p>※「打合せ等」とは、個々の打合せの名称にかかわらず、行政機関として行うやり取りを総称したものであるため、当該打合せ等に参加した者の職位や人数、対面で行われたか否か等にかかわらず。</p>	<p>(文書管理規程) 第9条の4 2 前条の文書主義の原則に基づき、県の機関内部の協議、会議等(会議、協議(県の機関内部の協議を除く。)、打合せ等をいう。以下同じ。)および重要な交渉、要望等(以下「協議等」という。)その他の<u>別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案ならびに事務および事業の実施の方針等に影響を及ぼす事項の記録</u>について、文書を作成するものとする。</p>	<p>(公文書管理規程) 第10条 前条の文書主義の原則に基づき、知事部局内部の打合せ、知事部局の外部の者との折衝等を含め、<u>業務に係る政策立案、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等</u>（次条第2項において「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。</p>	<p>(公文書管理規程) 第16条 3 前条に規定する文書主義の原則に基づき、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、<u>業務に係る政策決定、事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等</u>（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。</p>	
具体的な基準を定める事項	※ 記号の意味 【A：会議等、B：幹部レク等、C：交渉等】				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等や懇談会等【A】</li> <li>・ 国務大臣を構成員とする会議又は省議【A】</li> <li>・ 歴史的緊急事態に対応する会議等【A】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等【A】</li> <li>・ 課長等との協議等【B】</li> <li>・ 重要な交渉、要望等【C】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な会議、審議会等【A】</li> <li>・ 歴史的緊急事態に対応する会議等【A】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等や懇談会等【A】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等【A】</li> <li>・ 幹部職員等への説明、報告等【B】</li> </ul>